

登録日本語教員に係る経過措置への対応について

2024年4月1日より、登録日本語教員（国家資格）制度が開始されました。

聖学院大学人文学部日本文化学科の「日本語教員養成課程」は、2025年度に文部科学省より登録日本語教員養成機関として登録されています。

2024年度以前に本学の「日本語教員養成課程」を修了した卒業生が登録日本語教員の資格を取得する場合、経過措置期間中に所定の要件を満たす必要があります。

現職者に対する経過措置

本学の日本語教員養成課程を修了し、かつ現職経験を有する卒業生は、令和11年3月31日までの経過措置期間中に所定の経験者講習および指定された試験に合格することにより、登録日本語教員資格を取得することができます。

※「現職経験」とは、平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に、法務省告示機関、認定日本語教育機関、日本国内の大学・短期大学等のいずれかにおいて、1年以上日本語教育課程を担当した経験を指す。

本学日本語教員養成課程の適用区分

本学の日本語教員養成課程を修了した2011年度から2024年度入学者には、「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」が適用されます。

「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」適用対象者

対応状況	実施期間	本学における適用カリキュラム年度
適用	2011年4月1日～2028年3月31日	2011年度～2024年度入学者
非適用	2011年3月31日以前	2010年度以前入学者

本学卒業生（現職経験者）の資格取得ルート

現職経験者を対象とする登録日本語教員の資格取得ルートは、文部科学省により C、D-1、D-2、E-1、E-2、F の6区分に定められています。本学の日本語教員養成課程を修了した卒業生については、履修した課程の適用状況や日本語教育能力検定試験の合格の有無により、該当するルートが決まります。

※ここでの「日本語教育能力検定試験」とは、公益財団法人日本国際教育支援協会 (JEES) が昭和 62 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに実施した「日本語教育能力検定試験」を指す。

条件	適用ルート
「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」の適用者	D-1
「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」の非適用者 「日本語教育能力検定試験」に合格している	E-1
「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等」の非適用者 「日本語教育能力検定試験」に合格していない	F

※ 経過措置の詳細や必要な講習、申請手続等については、文部科学省等の最新情報をご確認ください。